

令和7年度 四国中央市の健全化判断比率・資金不足比率

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の施行に伴い、地方公共団体は、毎年度、実質的な赤字や第三セクター等を含めた実質的な将来負担等に係る指標（「健全化判断比率」）と公営企業ごとの資金不足率（「資金不足比率」）を議会に報告し、公表することとされています。

四国中央市の令和7年度の健全化判断比率・資金不足比率は以下のとおりです。

健全化判断比率

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
健全化判断比率	—	—	7.5%	42.6%
早期健全化基準	12.04%	17.04%	25.0%	350.0%
備考	一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率	全会計を対象とした実質赤字（または資金の不足額）の標準財政規模に対する比率	一般会計等が負担する元利償還金・準元利償還金の標準財政規模に対する比率	一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

※実質赤字比率と連結実質赤字比率はそれぞれ赤字がないため「—」と表示しています。

資金不足比率

会 計 名	資金不足比率	経営健全化基準	備 考
港湾上屋事業特別会計	—	20.0%	公営企業ごとの資金不足額の事業の規模に対する比率
西部臨海土地造成事業特別会計	—		
寒川東部臨海土地造成事業特別会計	—		
城山下臨海土地造成事業特別会計	—		
水道事業会計	—		
工業用水道事業会計	—		
公共下水道事業会計	—		

※資金の不足がない会計については「—」と表示しています。